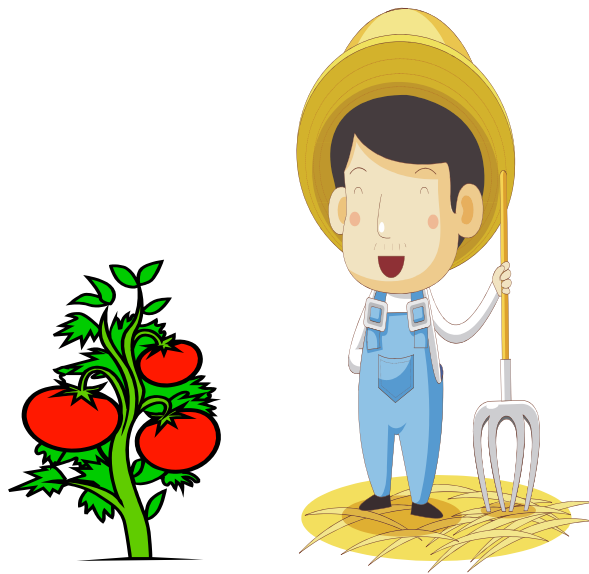


中野市ふれあい農園利用の手引き



中野市

（目 次）

はじめに

利用に係る注意事項

さいごに

資料 1 区画概略図

はじめに

中野市では、遊休荒廃農地の解消と市民の皆さんに身近な農業体験、食・農への理解を深めていただくことを目的として、中野市特定農地貸付要綱に基づき市民菜園として、希望の市民の皆さまにご利用いただいております。

農園は地域にお住まいの皆さんや、水路下流域の皆さん、農地の持ち主のご理解を得て開設されているものです。利用にあたっては、この利用の手引き記載の注意事項を守り、地域の環境や景観を損なうことのないよう、マナーよく、協力しあって気持ちよく野菜づくりをたのしみましょう。



《 利用に係る注意事項 》

1 貸付期間等について

- ① 中野市特定農地貸付要綱により、農地の貸付は5年以内です。継続使用確認を毎年行います。貸付期間終了後、引き続き利用を希望される場合は再度利用申込書をご提出ください。複数区画申込みの場合、2区画目については、新規利用待機者がいる場合、お譲りいただくことがあります。
- ② また、上記の貸付期間内であっても、禁止行為を行う、長期にわたって（概ね3ヶ月以上）耕作をしない、近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼし、市の指示に従わない、管理指導料を納入しない、市内に住所を有しなくなった場合は貸付契約を解除します。
- ③ 本農園は中野市都市計画決定事業地区内であるため、市の都市計画事業によって閉園することがあります。閉園の際は十分な周知期間をもって対応させていただきます。
- ④ 冬期間の利用について、降雪後は雪解けまで利用することができません。



2 利用時間について

- ① 農園の利用時間はおおむね日の出から日の入りまでとします。ただし、騒音防止のため、午前7時前の動力耕作機等の使用を禁止します。特に早朝の利用は話し声など近隣住民の皆さんの生活の支障とならないよう、特にご配慮願います。



3 管理指導料について

- ① 1区画あたり年間1,500円を納入いただきます。毎年、春に利用継続の確認と合わせて納入通知書を送付しますので、必ず納入期限日までにお納めください。

4 貸付農地及び貸付目的について

- ① 貸付農地の利用は草花、野菜等の栽培を行なってください。果樹等樹木の栽培はできません。貸付目的以外の使用を禁止します。
- ② 自家消費目的の利用とします。
- ③ 貸付農地の内外問わず、建物等の設置（農機具小屋含む）、農地の形状を著しく変更することを禁止します。
- ④ 貸付農地の申込者以外の第3者へ転貸することを禁止します。
- ⑤ 農園近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ること、作物を植えることはおやめください。
- ⑥ 葉やつるが隣接区画に入らないよう注意してください。
- ⑦ 背丈の高い作物（トウモロコシ、ヒマワリ）等を栽培する場合は隣接の日照に支障のないよう配慮してください。
- ⑧ 農地内での火気の使用を禁止します。
- ⑨ ゴミや汚物、又は資材等農作物栽培に必要としないものの搬入及び耕土の持ち出しをしないでください。
- ⑩ 農地を返還する際は、速やかに区画内の農作物、雑草、用具等を撤去し、原状に戻してお返してください。



5 農園で使用する道具、肥料、薬剤等について

- ① 農機具、資材、種苗、肥料、薬剤等は利用者において用意してください。市からの貸し出しは行なっていません。
- ② 持ち込んだ用具、肥料等は区画内に置き、通路や共有地へ置かないようにしましょう。
- ③ 堆肥、肥料の使用について、異臭発生防止のため、未処理（未発酵）のきのこ廃オガ、人糞、畜糞の使用を禁止します。
- ④ また、作業が終わり、帰る際は紛失や事故を避けるため、用具等は必ず持ち帰りましょう。作業途中による用具以外の肥料や苗等を区画内に置いていく場合は、風雨により散乱しないよう、整理整頓しビニールシートで覆うなどしてください。これらの区画内への長期間の放置を禁止します。
- ⑤ 野菜等の栽培に使用する薬剤については、国に登録された市販のものを使用し、用法容量を守り、過剰な散布は行わないようお願いいたします。また、使用の際は予め近隣利用者へ声をかけたり、風向きや風力に十分注意し、飛散防止をお願いします。

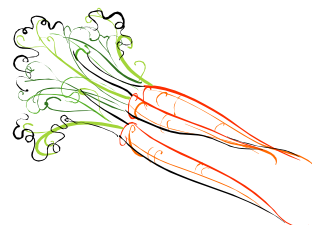


6 用水の利用について

- ① 用水の汲み上げは、ひしゃく等による汲み上げとし、下流域への影響を与える動力ポンプ等による大量の取水を禁止します。（動力ポンプについては騒音防

止の措置でもあります。)

- ② 畑の水やりの他は用具についた泥の洗浄、手洗い程度に止めましょう。
- ③ 水路へ私物を設置したり異物、薬品等流さないようお願いします。
- ④ 用水の使用は地区の皆さんや下流域の皆さんのご理解をいただいて利用させていただくものです。水の大切さをご理解いただき利用にあたっては十分な配慮をお願いいたします。
- ⑤ 水路に異常がある場合は、市へご連絡ください。



7 用水の場所について（資料1 区画概略図参照）

西条

野菜等への散水は、**農園沿いの水路**をご利用ください。

多目的サッカー場入口にあるトイレをご利用いただくことができますが（ただし、施錠されている場合はご利用できません。）水道は、飲料、手洗い程度の利用とし、野菜等への散水、農薬ビンや農業資材等の洗浄には使用しないでください。

東吉田

畑の水やりは**吉田堰、寺堰の水路**をご利用ください。寺堰の利用については指定箇所（2箇所）を利用してください。それ以外の場所からの取水は禁止します。寺堰用水路蓋の上に駐車しないようお願いします。

寺堰の利用について、歩行者や走行車の安全確保のため、農地内のバリケードを設置のうえ、グレーチング（金網状水路の蓋）を取り外してください。取水後は必ずグレーチングを戻し、バリケードを農地内に戻しましょう。

大俣・大俣第二

野菜等への散水は、大俣ふれあい農園北東にある**畑地かんがい用の水（蛇口あり）**をご利用ください。

8 農園の環境整備について

- ① 本農園の開設は遊休農地の再生を目的の一つとしております。農地の再生を利用者の皆さんに担っていただくため、葛のつる、石やゴミの除去等から根気よく土づくりに臨んでいただき、自らつくる農業体験を楽しみましょう。
- ② 収穫後の葉茎、残さ作物については、区画内（通路や共有地同様）へ放置しないでください。異臭の発生、有害鳥獣誘引の原因となります。自分が使用している区画の土中に埋め込む、コンポスト（蓋つき）を設置する、区画内で処理できない分については、各自持ち帰りをお願いいたします。農園内での焼却処分は禁止します。
- ③ 自分の使用している区画の整理整頓を心がけましょう。ゴミの持ち帰り、区画内の除草をこまめに行なってください。雑草の繁茂は病害虫の発生や周辺利用

者の迷惑となります。

- ④ 周辺通路、水路周辺の除草を協力して行いましょう。



9 駐車について

- ① 農園には駐車スペースを設けております。路上駐車は絶対行なわないでください。
- ② 駐車スペースに限りがございます。満車になってしまった場合は時間をずらす、お近くの方は歩いてくるなど、利用者同士の譲り合いにご協力をお願いいたします。
- ③ お借りしている農地を傷めないため、駐車スペース以外の農園内通路等への車の乗り入れを禁止します。（維持管理のため市の車両を除く。）

10 農園内での災害、事故等について

- ① 天災や病害虫、盗難による農作物被害、車両事故、農作業中の事故やケガ、用水路の不適切な利用による事故やケガ、利用者同士のトラブルにより発生する損害について、市は一切責任を負いません。利用者の責任において発生した農園設備等の損害について、賠償していただくことがあります。

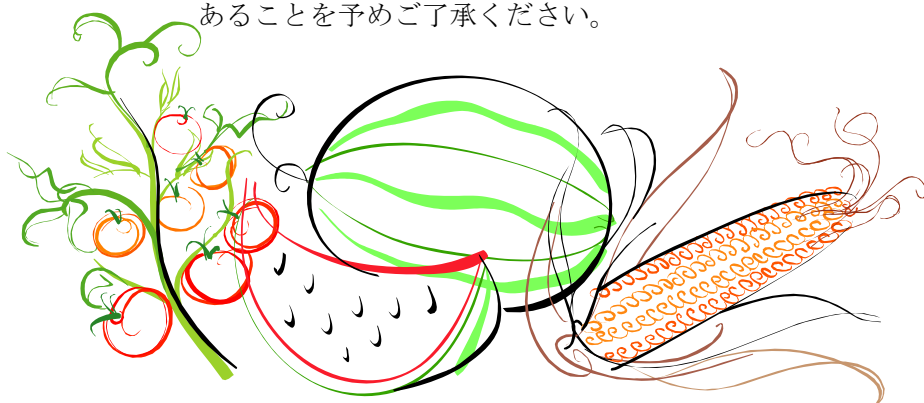
11 その他

- ① 農園内に掲示板を設置しております。市からの連絡事項等掲載しますので、随時ご覧ください。
- ② 区画ロープの破損等お気づきの点がありましたら、ご連絡ください。
- ③ 転居や連絡先の変更等ある場合は速やかにご連絡ください。
- ④ 耕作を中止されるときは返還申出書を提出してください。

【連絡先】 中野市農業振興課農政係 電話 0269-22-2111（内線 406）
--

最後に

ふれあい農園は周辺住民の皆さんのご理解をいただいて開設運営するものであるため、利用にあたっては、ご注意いただく点がありますが、気持ちよく野菜づくりを楽しめるようご理解・ご協力をお願いいたします。今後新たにお問い合わせする事項が発生する場合もあることを予めご了承ください。



多目的サ
カ―場駐―場

多
目的
サ
ッ
カ
―
場

中
野
西
高

↑

道

路

↓

セ
ン
タ
ー
ふ
れ
あ
い



西条ふれあい農園見取り図

資料1 区画概略図_西条

48	49	50	51 使用 不可	52	53	54	55	56	57	58	59	60
----	----	----	-----------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

33	34	35	36	37
18	19	20	21	22

38	39	40	41	42
23	24	25	26	27

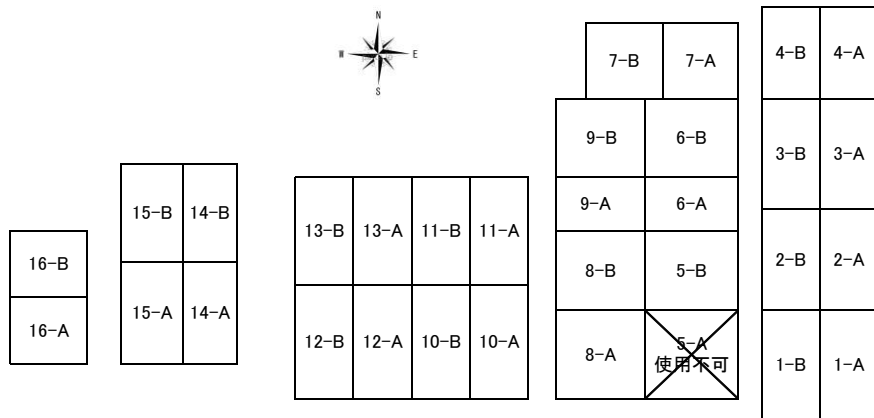
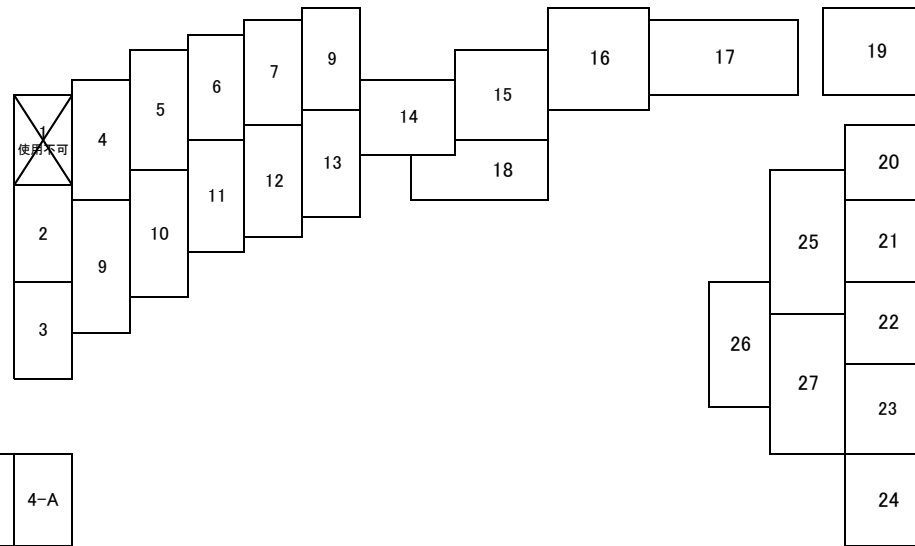
43	44	45	46	47
28	29	30	31	32

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

水路

水路

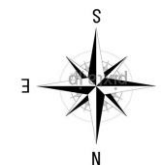
資料1区画概略図_大俣・大俣第2



東吉田ふれあい農園見取り図

資料1 区画概略図_東吉田

吉 田 堰



5	10	15	20	25	30	35
4	9	14	19	24	29	34
3	8	13	18	23	28	33
2	7	12	17	22	27	32
1	6	11	16	21	26	31

看板・揭示板

グレーチング

寺 堰

グレーチング

道 路

東吉田・東吉田北線